

あなたの資産を確認してください 固定資産課税台帳の縦覧

自分の所有している資産を確認していただくために、固定資産課税台帳を無料で見ることのできる縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間

平成20年4月1日(火)～6月2日(月)
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)／

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)
- ※縦覧台帳は、旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所で閲覧してください。

表彰

山口県町村選挙管理委員会連合会
平成19年度選挙功労者一般表彰
古本重人さん(油宇)
(周防大島町選挙管理委員)

第53回

山口県広報コンクール
組み写真の部 特選
広報すおう大島6月号表紙

縦覧できる人、縦覧に必要なもの
①固定資産税の納税義務者(ただし、土地(家屋)のみを所有している者は、家屋(土地)の縦覧ができません。)
・必要なもの・・・

納税通知書・課税明細書等と印鑑
②納税管理人(代理人)
・必要なもの・・・

納税通知書・課税明細書等と印鑑
(納税者から委任があったものとして扱う。)

※納税者と同居の親族も同様に取り扱い
ます。

縦覧料／無料

時間／

午前8時30分から午後5時15分まで

場所／周防大島町役場

大島・久賀・橘・東和各総合支所

問い合わせ／税務課 課税第2班

☎74・1008

周防大島町民生委員児童委員
退任のお知らせ(敬称略)

(平成20年3月6日付け)

大島地区(住所(担当地区))

吉永明代

【吉井(徳神・吉井・吉兼・郷の坪)】

周防大島町選挙管理委員が
変わりました(敬称略)

古本重人(油宇)

【3月31日付け退職】

金本 豊(久賀)

【4月1日付け選任】

平成20年度国民健康保険税の税率が改正されます

		改正前	改正後	改正前と改正後の差
国保医療分	所得割	7.9%	4.0%	▲3.9%
	資産割	38.0%	26.0%	▲12.0%
	均等割	21,800円	13,800円	▲8,000円
	平等割	22,000円	13,800円	▲8,200円
	賦課限度額	560,000円	470,000円	▲90,000円
後期高齢者支援分	所得割	平成20年度から新たにはじまります。	3.9%	
	資産割		12.0%	
	均等割		8,000円	
	平等割		8,200円	
	賦課限度額		120,000円	
国保介護分	所得割	1.6%	1.6%	変更なし
	資産割	10.0%	10.0%	変更なし
	均等割	6,000円	6,000円	変更なし
	平等割	6,200円	6,200円	変更なし
	賦課限度額	90,000円	90,000円	変更なし

※国保介護分は、40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ。

4月から高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、現行の老人保健法にかわり新たに独立した医療制度(後期高齢者医療制度)がはじまりました。

それに伴い、国民健康保険制度も大幅に改正が行われ、国民健康保険税は後期高齢者支援分が新設され3区分化で課税されることになりました。国保運営協議会の賛成の答申を得て、周防大島町議会(全員協議会)で説明を行い、このたび平成20年度の税率改正(専決処分)・地方税法による改正を行うことになりました。

なお、税率は医療分・後期高齢者支援分の税率を合わせたものが、現行の医療分となります。また、今まで国保加入者で後期高齢者医療制度へ移行される世帯は、約3400世帯・被保険者数は約5600人となり、この税率改正を試算した結果、国保税は町全体の課税総額において約2270万円の減額となります。

国保加入者の皆様には、だれもが安心して治療を受けられるよう税率改正にご協力をお願いします。問い合わせ／税務課 ☎74・1008